

令和3年3月25日

お客さま 各位

残高1万円未満の預金口座解約手続きにおける「印鑑不要」について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、令和3年4月5日（月）より、個人および個人事業主のお客さまを対象に、預金残高10,000円未満の口座解約手続きを、ご通帳および顔写真付き本人確認書類のご提示により、届出印鑑の押印を不要とし、ご本人様の署名のみで解約できるよう手続きを簡素化いたします。

当金庫では、今後も、お客さまのお手続きの簡素化を図り、利便性の向上に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

令和3年4月5日（月）

2. 取扱内容

対象となるお客様	・個人および個人事業主のお客さま
対象となる預金種類	・普通預金（無利息型普通預金、総合口座、通帳レス口座を含む）、貯蓄預金、納税準備預金
対象となる要件	・当該口座残高が、10,000円未満の場合
ご提示いただくもの	・ご通帳 ※キャッシュカードを発行されている場合は、キャッシュカードも併せてご提示ください。 ・顔写真付本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
その他注意事項	・口座残高が10,000円以上ある場合は、本件「印鑑不要」の対象外です。

ご不明な点がございましたら、お取扱店までお問合せください。

以上

